

令和8年4月14日

国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始について
(令和8年(2026年)5月下旬)

- 国外転出者向けマイナンバーカードの申請が、5月下旬よりオンライン申請に変わります。
- マイナンバーカードの交付手続きは引き続き当館の領事窓口で行いますが、領事窓口での申請受付(除く一部申請※下記注参照)は、オンライン化に伴い、原則、終了となります。
- 申請手続きのオンライン化により、従来よりも受取までの期間の短縮が見込まれます。

1. 国外転出者向けマイナンバーカードの申請(新規交付や有効期限に係る更新など)については、5月下旬より全面的にオンライン申請に移行されます。これまで在外公館窓口を経由した申請を受け付けておりましたが、今後はオンラインで直接、市区町村及びカードの製造を担っている J-LIS(地方公共団体情報システム機構)に申請する方式に変更となります。

2. 具体的な運用開始日時や申請のためのご案内(Web サイトへのリンク)、また、対象となる申請手続きについては、今後、準備が整い次第皆様にお知らせいたしますが、これまでの窓口で受領した申請書類を日本国内の市区町村へ輸送する手続きが不用となるため、申請から交付までの期間の短縮が見込まれます。

3. オンライン申請開始後は、在外公館窓口での申請受付は開始日前日をもって原則として終了します。これによって、オンライン申請・在外公館窓口受取(もしくは国内市区町村窓口受取)の方式での運用となります。

※注: 暗証番号ロックされたカードのロック解除や暗証番号再設定など、マイナンバーカードの現物が必須の手続きについてのみ、引き続き窓口での申請を受け付けます。

4. オンライン申請に係る各種お問い合わせ(申請サイトのご利用方法など)につきましては、同サイトを運営する J-LIS が担当する予定です。上述の運用開始に係るお知らせとともに、後日、お問い合わせ手段についてもご案内する予定です。

5. 近く国外転出者向けマイナンバーカードの申請を考慮おられる場合には、4月下旬以降に領事窓口で申請した場合、申請書類の国際間輸送に係る時間を考慮すると、オンライン申請開始を待ってから申請された方がマイナンバーカードを早く受け取れる事が考えられますので、その点についてご考慮の上、今後の申請手続きをご検討ください。